

令和6年度第2回電気専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和6年10月2日（水） 14時00分～16時15分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 2名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 金額審議に入る前に、事務局から資料について説明した。
- (2) 労働者側から以下の主張があった。
 - ・ 県内の他の特定最低賃金は地域別最低賃金と同水準で引き上げているものの、電気についてマイナス5円、鉄鋼、輸送とは格差が拡大し、百貨店とは差が縮まっている。隣県では、広島県と差が広がりつつあり、福岡県とは1円縮まっているものの直近2年では引き離されている。
これらの格差を是正する必要がある。
 - ・ 職業安定業務統計によると、パート労働者の1求人あたりの募集賃金の下限額は平均1,068円、募集賃金は平均1,118円であり、電気特定最低賃金986円を大きく上回るため、賃金改善に取り組む必要がある。
 - ・ 今年7月時点の有効求人倍率は1.72であり、福井県に次いで全国2番目と高水準であり、人材確保が難しい状況にある。
 - ・ 山口県最低賃金は51円、率にして5.5%引き上げられた。特定最低賃金の優位性を維持するために、現行の986円に同率の5.5%を乗じた1,040円、引き上げ額54円を提示したい。
- (3) 使用者側から以下の主張があった。

- 改正決定申出書によれば、対象事業所数は100社、そのうち労働協約適用は4社のみで96事業所は労働組合のない中小・小規模事業所と思われる。また、適用労働者数は約3,500人、このうち労働協約適用労働者数は約3割の1,100人。つまり、96%の事業所、約7割の労働者が4社の申し出により特定最低賃金の適用となる。特定最低賃金は、事業の公正競争の確保が目的で深刻な人材不足の中で不当な賃金引下げ、公正競争が懸念される状況とは考えられない。
- 申し出の4社は、労働協約で最低賃金額1,106円であり特定最低賃金額に影響されることはないが、96社の中小・小規模事業者は影響率からしても経営への影響は大きい。エネルギー、原材料費の高騰に対し、価格転嫁が不十分で収益が悪化している。地域別最低賃金はやむを得ないが、特定最低賃金引き上げは理解されがたい。昨年までの未満率の高さがこれを表している。
- 全国を見ても近年「必要性なし」が増加し、現在12の都県が埋没、それ以外にも地域別最低賃金との差が縮小している。これは経済のグローバル化の中で国内の公正競争確保の意義が薄れていることや他産業に優位に立つことが個別企業の人材確保につながらないこと、地域別最低賃金の大幅な上昇の中で対応困難な中小企業が増加していることなどによると考える。
- 山口県の場合、地域別最低賃金に埋没しておらず、今年度は「改正の必要あり」とされたことから一定額の引き上げが必要と認識しているが、山口県の春闘妥結率のうち「電気機器・電子部品等」の賃上げ率3.35、これによる時間額1,019円、引き上げ額33円を超えることはまず考えられない。そんな中、使用者側として考える妥当な額は、14円増の時間額1,000円を提示する。

(4) 事務局から、今後の審議日程について説明した。

注) 電気専門部会の正式名称は、「山口地方最低賃金審議会 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」である。